

園芸作物用の

パイプハウスや機械等の導入を支援します



補助内容および主な補助要件

販売を目的とした園芸作物の生産拡大や、機能の拡充が必要で、ハウスや機械等を単純に更新する場合は補助対象外です。

園芸用 パイプハウス

- ・1棟30坪以上、パイプ径約32mm以上、耐用年数中の園芸施設共済等加入
 - ・ハウス設置後5年間は園芸作物の販売実績を報告（2重被覆は不要）
- ※工事費（組立費）や設備のみの導入は、補助対象外

補助対象	補助率	上限補助額	備考
周年栽培用	1/2以内	100万円	・年間を通じた園芸作物の栽培
水稻育苗兼用	1/3以内	80万円	・水稻育苗後に継続した園芸作物の栽培
ハウスの2重被覆	1/2以内	35万円	・冬期の園芸作物の栽培

園芸用 生産機械

- ・1台あたり税抜き20万円以上が対象
- ※汎用的な機械（トラクター、草刈り機、除雪機など）は、補助対象外

補助対象	補助率	上限補助額	備考
園芸用生産機械	1/3以内	50万円	・園芸作物の栽培

補助の例

(単位：円)

補助対象	事業費 (税込み)	事業費 (税抜き)	補助率	補助額	自己負担
周年栽培用園芸ハウス(30坪)	990,000	900,000	1/2以内	450,000	540,000
水稻育苗兼用園芸ハウス(30坪)	990,000	900,000	1/3以内	300,000	690,000
ハウスビニールの2重被覆(30坪)	143,000	130,000	1/2以内	65,000	78,000
園芸用生産機械	495,000	450,000	1/3以内	150,000	345,000

お問い合わせ・申請先
秋田市園芸振興センター
〒010-1423
秋田市仁井田字小中島111番地1

☎ 018-838-0278
E-mail ro-agpc@city.akita.lg.jp



詳細は
HPで